

請 願 書

2024年5月23日

二本松市議会
議長 本多 勝実 殿

住 所 [REDACTED]
氏 名 日本労働組合総連合会福島県連合会
二本松・安達地区連合 議長 高橋 誉



紹介議員 伊藤 有

地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について



請 願 趣 旨

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、物価高騰による多様な社会保障ニーズへの対応など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害に対する防災・減災や災害復旧への対応も迫られるなか、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、以下の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出して頂きますようお願いいたします。

請 願 事 項

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以 上

地方財政の充実・強化を求める意見書

内 容

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、物価高騰による多様な社会保障ニーズへの対応など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害に対する防災・減災や災害復旧への対応も迫られるなか、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、政府に次の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

提 出 先

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣 あて

福島県二本松市議会
議 長 本多 勝実

意見書提出先の氏名と住所

2024年 地方財政の充実・強化を求める意見書

提出先	氏名	住所	所属等
内閣総理大臣	岸田 文雄	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
衆議院議長	額賀 福志郎	〒100-0014 千代田区永田町 1-7-1	衆議院
参議院議長	尾辻 秀久	〒100-0014 千代田区永田町 1-7-1	参議院
財務大臣	鈴木 俊一	〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1	財務省
総務大臣	松本 剛明	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	総務省
厚生労働大臣	武見 敬三	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2	厚労省
国土交通大臣	斉藤 鉄夫	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	国交省
デジタル大臣	河野 太郎	〒102-0094 千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町	デジタル庁
内閣府特命担当大臣	加藤 鮎子	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	内閣府

地方財政の充実・強化に関する意見書（項目解説）

（要請項目の1）

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

＜解説＞

2024年度地方財政対策では、一般財源総額が約62.7兆円（前年比0.6兆円増）と前年度を上回る水準が確保されています。骨太方針2021に記載されていた、前年度の同水準ルールは今回も踏襲されています。

この間、骨太方針において「前年度水準を確保する」とされてきたことは、国の厳しい財政状況を地方にまで転嫁しない、いわば「縮小化への歯止め」としての性格を帯びていました。しかし近年における行政ニーズの多様化や必要な人材確保という観点からすると、もはや前年度水準が「上限」として機能しているようにも受け取れます。

現在、日本の国家財政また地方財政は、急激な高齢化を反映し、恒常的に社会保障費が増加する傾向にあります。これに加え、脱炭素化、DX化、災害や感染症対策、物価高騰への対応も迫られています。このように公共サービスへのニーズは増加の一途をたどっているため、今まで通りの地方財政規模を確保するのみで、十分なサービス提供ができるのかは大いに疑問です。とくに地方で提供される社会保障などのサービスを支えているのは、現場の労働者です。2024年の地財計画においては、全国ベースで地方公務員を1.4万人増加させることを見込んでおり、それ自体は自治体における人員確保を国も一定求めているものと理解できますが、地方公務員数がピークであった1994年の約328万人と比べて、2022年度でも約280万人と大幅に減員された状況にあり、こうした自治体の実態を踏まえれば、より積極的な財源と人員の確保を求める必要があります。

（要請項目の2）

2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

＜解説＞

前項でも指摘したとおり、2024年度地方財政計画については前年度水準が保たれています。このこと自体は地方三団体等からも歓迎的な考えが示され、不十分な点がありつつも、一定の評価をしています。また、今回の歳出における一般行政経費の内訳を見ると、補助事業分が4.9%増加、地方単独事業分への配分も2.8%増加と例年より増加率が高くなっています。とくに、この間、国の補助事業分を厚く、地方単独事業分を抑制的に配分する傾向が10年程度続いてきましたが、今回はこども・子育て政策にかかり、地方単独事業を1,000億円増額しており、この点は評価しています。

地方単独事業には国の制度の不完全性を補完する役割があり、今回の保育・子育て支援を始め、その他、予防・健診、救急医療、生活保護、障害福祉など多岐に渡ることから、今後も地方単独事業費の充実を求める必要があります。とくに社会保障を支えるのはマンパワーに頼るところが大きいことから、人材確保も含めた視点から要請します。

(要請項目の3)

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

<解説>

2024 年度地方財政対策については、社会保障関係費や防衛費の急激な伸び等による影響も危惧されましたが、結果的には一般財源総額が約 62.7 兆円（前年比 0.6 兆円増）と確保されています。

地方税の歳入減も見込まれるなかで、地方交付税総額は 18.7 兆円と対前年比 0.3 兆円と増加、臨時財政対策債の発行も 0.5 兆円と対前年比のほぼ半分に抑制されるなど、地方財政の健全化にも配慮されており、全体として地方の要望に応えるものと言えます。

とはいえ、依然として 1.8 兆円程度の財源不足が生じています。地方自治体がより自律的に運営されるためには、地方固有の財源とされる地方交付税総額を引き上げること、すなわち、その原資となる国税収入における法定率を引き上げるといった抜本的な改革が必要です。

地方交付税法においても、普通交付税の総額が著しく不足している場合は、税率（地方交付税率）を引き上げる旨を規定しています。現行の地方交付税率は国税 4 税において、所得税の 33.1%、法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 19.5%となっていますが、本来この比率を上げ、地方財源全体を引き上げることが重要です。

とくに消費税は地方による偏在性が少ない、安定的な税源です。その地域で税を支払い、その地域で受益する。こうした負担と受益の関係性を希薄化させないためにも、より偏在性の少ない租税のあり方を追求すべきです。

(要請項目の4)

4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

<解説>

今年度は政府が定額減税を実施することにより地方においても減収が生じます。これについて、個人住民税分は全額国費により補填されますが、所得税減税の実施による地方交付税の減収分については、直接的な補填はされません。地方交付税の総額自体がプラスとなっていることから、その影響は限定的であると言えなくもありませんが、減収が生じた事実が変わりありません。そもそも地方交付税は地方固有の財源と位置付けられており、そのことが国の施策によって損なわれることがあってはなりません。今後、こうした事態がないよう、今回の意見書に追記しています。なお、地方の財源に影響する案件については、事前に「国と地方の協議の場」を活用するなどし、国としてより慎重な対応を行うべきです。

(要請項目の5)

5. 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取り組みの成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

＜解説＞

「地方創生推進費」（旧：まち・ひと・しごと創生事業費）の１兆円については、2015年度以降、一般行政経費における補助事業・単独事業とは別枠で計上されてきました。

「まち・ひと・しごと創生事業費」は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられており、これは2024年度までの時限措置だったため、これまで財源としての安定性に不安がありました。今回も１兆円の財源は確保されていますが、その判断は時々政権に委ねられた形とも言え、財源としての安定性には依然として不安が残されています。

また「地方創生推進費」では、行革努力分や人口増減率等による取り組み成果などが交付算定の指標とされています。国の施策誘導ともいうべき、運用上の問題もあることから、そうした算定方法の見直しについても要請します。

（要請項目の６）

6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

＜解説＞

2024年度地方財政計画においては、2023年人事委員会勧告にともなう給与改定経費として3,300億円程度（うち会計年度任用職員分として600億円）、また、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費として1,810億円が計上されています。

これにとどまらず、2020年の会計年度任用職員制度の発足移行、会計年度任用職員の処遇改善は恒常的に求められています。このため、勤勉手当の支給開始と並行して、引き続き必要な財政需要として要請します。

（要請項目の７）

7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

＜解説＞

地方公務員の給与は、地方自治の本旨と地方分権の理念に基づき、各地方自治体における労使交渉を踏まえて決定されるべきものです。総務省も、地方公務員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、各団体の議会において条例によって定められるもの、との考えを示していますが、総務省令では、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、特別交付税を減額することとしています。これらの措置は、人事委員会の勧告制度、労使交渉を経て、条例で定めるという給与決定の原則を否定することになりかねません。

とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%と大きな格差が生じていること、また近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難も生じています。財源不足から手当等が国の支給基準を下回るような自治体の財源不足は調整せず、国の基準を上回っている部分についてのみ減額措置を行うことは制裁措置とも受け取れることから、そうした取り扱いの是正を求めます。

（要請項目の 8）

8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX 化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

＜解説＞

政府はデジタル・ガバメント化を強力に推進し、自治体業務システムの標準化については、2025 年までの完了をめざしていますが、デジタル庁などの調査においても、全体の約 1 割の自治体に移行困難システムが存在するとされています。新システムへの円滑な移行を支援する「デジタル基盤改革支援補助金」については、多くの自治体において、補助基準上限額の超過も見込まれていることから、その予算の拡充について要求します。

また、マイナンバー法の改正では戸籍等の記載事項に「氏名の振り仮名」の追加が見込まれており、その確認・登録が自治体に求められます。しかし、マイナンバーカードの申請や標準化対応でも現場の負荷が極めて高まっているなか、「氏名の振り仮名」を登録する作業にどれだけの時間やコストが費やされるのか未知数です。こうした作業で必要となる人員やシステム対応についても、国としてしっかり対応するよう求めます。

（要請項目の 9）

9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

＜解説＞

地域公共交通政策の立案においては、その自治体の年齢構成、地形、学校や医療施設また商業施設などの分布など、地域の実情に精通している担当者が必要になります。人口減少化社会において、地域公共交通をいかに展開するのかは、その自治体の未来に大きな影響を与えることから、まずは公共交通専任担当者の配置が重要です。

また要請項目の 2 で言及していますが、今年度から自治体が独自のこども・子育て政策を実施できるように、一般行政経費（単独）が 1,000 億円増額され、普通交付税の新たな算定費目として「こども子育て費」を創設されています。地域公共交通についても、これと同様に扱いとなるよう要請します。

（要請項目の 10）

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

＜解説＞

総務省は「合併後の市町村の姿の変化に対応した交付税算定」で、2014 年度から 5 年間をかけて、支所経費の算定充実、人口密度等の補正係数の引き上げ、標準団体の面積の見直しなどを進め、合併時点で想定されなかった財政需要として 6700 億円程度を交付税の算定に反映させてきました。また合併にかかわらず、2005 年に普通交付税算定から廃止されていた人口急減補正が 2010 年に復活、2016 年に拡充された経緯もあることから、今後も全国的に直面する人口減少問題に備えた対応が求められます。